

拓く会通信

第 24 号

平成23年7月15日

時代を拓く税理士の会

発行者 会長 鎌田俊夫

編集者 広報部長 山本恵子

事務局 Tel 03(36697)83001 Fax 03(36697)85224

東京都葛飾区東四つ木四一三一六 足達信一税理士事務所

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

会長就任の挨拶

東京税理士会

会長 神津 信一



税理士法制定から60周年を迎える節目の年に、山川巽会長の後を継いで東京税理士会の第15代の会長に就任いたしました。

6月20日に開催された、本会総会で決議された事業計画に則り会務執行を行います。

本会の、選挙制度が変更になり、人事も総会後直ちに執行することが出来ました。29名の常務理事会メンバーに加え、理事、委員約1300名の方に委嘱状を送付し、従前より2ヶ月程早く会務をスタートすることができました。

1. 東日本大震災と税理士会の役割

総会では、5000万円の本会による東北税理士会に対する支援費が可決され、22日に東北会総会でお渡しすることができました。このお金は、東北会による会員支援及び納税者への税務支援のために役立つものと確信いたします。

東京には被災地から避難されている方が約5000名いらっしゃいます。この方々は全員税務支援対象者です、税務での扱いは、現在居住している地の所轄税務署で相談するようとなっておりますので、東京会の仕事です。

また、年末から来年にかけては、現地に大勢の税務支援の輪を構築いたします。寝袋食料持参のキャラバン隊を組織します。さらに、我々の任務は大経済圏東京が、経済復興の原動力となることです。我々の関与先を活性化させ、経済に活力を与えなければなりません。我が国の歴史を見ても、危機からの脱出復興がその後の成長に繋がっています。

2. 税理士法改正に向けて

6月末に改正法勉強会が、日税連と行政の間でいよいよ開始されました。まず、なぜ今改正なのかです。税理士は、我が

国のありとあらゆる場面で登用されるようになりました。地方行政の監査委員、社会保険第3者委員、登録政治資金監査人、成年後見制度、国税不服審判官、さらには内閣府の官吏、税制調査会委員など活躍の場は更に拡大することでしょう。税理士制度は、このような国民の期待に応えられる制度にしなければなりません。税務支援、研修、賠償責任保険加入義務化、資格取得の整理などはこのための改正です。若い人が、存在を掛けてチャレンジし甲斐のある制度に改正しなければなりません。

3. 税制改正および納税環境整備

23年税制改正大綱が、半年以上経過しても着地していないことは異常な事態であるばかりでなく、国民にとって不幸な現象です。しかし、この中で次年度の税制改正要望を行わなければなりません。国税通則法の改正について、日税連は日税政と連名で声明を出し、改正提案どおり法制化されることを要望しました。税務審議部、規制改革納税環境整備対策室での議論を経て、提案します。

4. 会務刷新

2万人会員を抱える東京税理士会の会

務は、どんどん増える一方です。ただし、例えば屋上屋を重ねるような会務、無駄な会議は廃止した上で、効率的に行われなければなりません。

会議はペーパーレス化することを提案しましたが、常務理事会、各部委員会でiPadを使った会議を実験的にスタートさせます。成功すれば次年度は支部長会、理事会でこれを行います。研修会もレジュメは事前ダウンロードしたものを各自ペーパーや電子機器持参などで行います。

会員に配布しているアドレスを効率よく使い、改正法、通達他、会員への伝達手段に利用します。また、IT情報のバックアップについて、災害時の対策を含めて対応します。

更には、東日本大震災の教訓を総括し、災害対策準備金などの規則整備も行わなければなりません。

山積する課題を丁寧にかつ迅速にこなさなければなりません。役員会一致協力して執行して参ります。風通しをよくするためには、「拓く会」の会員及び役員の方々との密接なコミュニケーションが大事と心得ておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

「東日本大震災」

の「見聞思考」

東京税理士会上野支部

高柳 幸雄

平成23年3月11日の東日本大震災による強烈な惨状・大津波の脅威の光景・余りにも広範囲な被害地・激しい地震の揺れの体験・印象・見聞、また福島原発被災による放射能と避難問題等は、どなたも忘れられずに、生涯語り継がれることになると思います。これは東北災害戦争でした。

大震災義援金の支援

震災被害地支援の義援金は、「日本赤十字」「中央共同募金会」だけでなく、2900億円を超えた模様です。一般国民の助け合いの気持ち伝わります。

税理士会でも、日税連では六億円超の義援金が、東京税理士会でも4700万円超が集まり、また韓国の「韓日税務士親善協会」より、50万円の義援金が東

京税理士会に寄せられました。

また支部創立60周年記念式典を中止し、その予算額200万円を義援金とした支部もありました。義援金が被災者復興の大きな支援になることを念じています。

ふるさと納税的な義援金

今回の大震災は東北地方ばかりではなく、長野県の北部も大きな被害を受けた。私の直接の故郷ではないが、その北部「栄村」(野沢温泉の奥地)に、支援として義援金を郵便振替で振り込んだ。振り込んでから3週間程して、次の礼

状が届けられたのには驚きました。

注釈にある通り、この義援金証明書で「ふるさと納税」の申告に使える様に工夫されています。「日本赤十字」「中央共同募金会」だけでなく、被災各県・各市町村への義援金も必要です。直接に被害地に届けられます。

「日本赤十字」経由の義援金では、今でも配分方法でモタモタし、被災者に何時届くか解りません。各市町村の義援金専用の郵便局・振込銀行は、インターネットで検索できます。ご利用下さい。

大震災の貴重な教訓

今回の大震災は、大きな被害と多くの犠牲者を出しましたが、我々日本人の将来に、多くの貴重な教訓を残しました。それは、日本人の弱いリスク管理への対応の重要性です。特に原発・停電・放射能・水問題等々に、我々は無関心・無防備だったと思います。高度成長以来の電気等々を制限無く、使い放題だった時代は許されなくなっています。

長野県栄村震災義援金 受領証明書

金 ○ 万 円

上記の金額を受領致しました。

栄村村長

島田 茂 樹

※ この寄附金は、寄附金税額控除の控除対象寄附金として、寄附金を支払った翌年の1月1日現在居住の当該市町村へ（または、所得税の寄附金控除の適用を受ける為に、所得税確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

(注1) 所得税の寄附金控除、及び住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合には、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ提出下さい。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者、または年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「道府県民税・市町村民税の寄附金税額控除申告書」に、必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在居住の市区町村へ申告して下さい。

(補正あり)

拓く会主催

「認定研修会」開催

「事例で考える

税理士が知って

おくべき加算税制度」



講師
国土館大学法学部教授
酒井克彦先生

平成23年1月28日(金) 東京税理士会館2階大会議室において、拓く会研修会を実施いたしました。

今回は、国土館大学法学部教授酒井克彦先生をお迎えし、「事例で考える税理士が知っておくべき加算税制度」～過少申告加算税が免除される場合と重加算税が賦課される場合～と題した内容で講演いただきました。会場は約一五〇名の受講者でいっぱいとなりました。

同氏は、国税庁において税務の審理や

教育に携わり、長年の租税法および租税行政にかかる研究から多数の著書を執筆されています。おりしも平成23年度税制改正において国税通則法の大改革がなされようとしていたさなかであり、税務行政についての事前手続、事後救済など手続規定を整備することは極めて大切であり、その実現に向けた動きに注目すべき点を強調されました。

今回の研修では、過少申告加算税について、まず国税通則法第65条を確認し、次に所得税、法人税、贈与税・相続税、消費税についての通達を確認しました。その上で、過少申告加算税が免除されるのは、正当な理由がある場合と、修正申告書の提出が「更正があるべきを予知してされたものでないとき」だけであることを確認し、国税不服審判署での、過少申告加算税が取り消された事例で説明をいただきました。

この事例は、法人の税務調査担当者が電話で調査日時の取決めをした日の後2日を経過して修正申告書を提出し、その後更に調査があったという案件で、修正申告書を提出する時点で、原処分庁は、

その税務調査によって当初申告が適正でないことを察知していたと認めることはできず、国税通則法第65条第3項に規定する「更正があるべきことを予知して」なされた申告ではなく、過少申告加算税が取り消されたというものです。

また、重加算税制度については、いわゆる脱税行為には重加算税が賦課されるとともに刑事罰が課される場合があり、このような制裁は憲法第39条の二重処罰の禁止条項に反するのではないかという疑義はあるものの、納税義務違反者の発生を防止し、納税の実をあげようとする行政上の措置であると考え、納税義務違反という反社会的ないし反道徳的行為への制裁としての刑事罰と区分すべき点明快にご説明をいただきました。

(業務対策部 近藤正邦)



研修会風景

拓く会サテライト

「神津執行部の

新体制」

東京税理士会専務理事

渡邊 文雄

この度の東京税理士会の定期総会で、山川前会長より神津会長にバトンタッチされました。

当然に山川前会長も神津会長も「時代を拓く税理士の会」の推薦を受けて東京税理士会の会長に当選をしております。

基本的政策は変わるものではありません。変化のある部分は、①専務が2人から3人になり、②副会長が就任していた委員会の委員長、室長等は、理事の中より会長が指名した者が就任する。③各都部会、委員会、室については副会長、専務に割当担当となる。④会務制度刷新特別委員会を設ける等があります。

会務制度刷新特別委員会の設置の趣旨は、「本会の会務運営、執行体制等については、特別委員会を設置するなどしながら、過去幾度となく見直しが行われ、その都度、関係規定の改廃や合理化を図って改善してきたところであるが、平成10年以降は特定の事業や施策等について見直しが行われたものの、抜本的、総合的見直しから長期間が経過していること

から、その間の本会を取り巻く環境の変化や将来を踏まえて一層の改善を図るための調査、審議を行う」とあります。つまり、会務運営、執行体制に必要な組織制度、規則等を横断的、総合的に見直し、将来に向けて合理的な東京会を構築したいという特別委員会です。

いづれにしても、神津会長を中心に副会長、専務、常務理事一弾となって頑張りますので、時代を拓く税理士の会のますますの応援宜しくお願い致します。

『拓く会』の動き

①平成22年12月2日

『日税連部会』

・23年度税制大綱要項等について

②平成23年1月28日

『認定研修会』

・事例で考える税理士が知っておくべき加算税制度

・国士館大学法学部教授

・酒井克彦先生

③平成23年2月1日

『第3回常任役員会』

・平成22年度東京会役員選挙報告の件

・各部報告

④平成23年5月10日

『第4回常任役員会』

・支部長会・理事会合同意見交換会開催の件

・ゴルフ大会開催の件

・研修会開催の件

・会費収納状況等報告の件

・「拓く会通信第24号」の件

⑤平成23年6月29日

『第5回常任役員会』

・支部長会・理事会合同意見交換会開催の件

・チャリティーゴルフ大会開催の件

・研修会開催の件

⑥平成23年7月6日

『東日本大震災支援チャリティーゴルフ大会』

・各部報告

⑦平成23年7月8日

『認定研修会』

・高麗川カントリークラブ

・相続税のポイントと小規模宅地の実務

税理士 岩下忠吾先生

◆総会のお知らせ◆

日 時	平成23年9月10日(土)
	研修会
	13:30 ~ 15:30
	総 会
	15:40 ~ 16:40
	懇親会
	16:40 ~ 18:40
場 所	東京税理士会館2階 大会議室

拓く会ホームページ <http://hirakukai.jimdo.com/>

入会案内

『拓く会』では新たな会員を募集しています。
またご紹介もお願いします。

- ・『拓く会』の年会費は3,000円です。
 - ・郵便振替口座 口座番号 00130-0-648373
口座名義 時代を拓く税理士の会
 - ・普通預金口座 三井住友銀行 新橋支店
口座番号 2008373
- 「口座名義」上記と同じ税理士登録番号記入のこと
(右記の入会申込書を御記入のうえ Fax03-3220-2468
にて本橋財務部長宛までお願いします)

「時代を拓く税理士の会」入会申込書

平成23年 月 日

事務所所在地

支部名

登録番号

氏名

電話

(必須)
FAX

E-mail